

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表消防法関係の表第2号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第3号中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第4号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第15号中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第17号中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号中「第6条第1項各号」を「第6条第1項各号（第3号を除く。）」に改め、同表第2号中「100分の105を乗じて得た額から150円を控除して得た額」を「当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額を加え、3,000円に消費税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方消費税率を乗じて得た額を控除して得た額（以下「消費税相当額」という。）」に改め、同表第4号中「100分の105を乗じて得た額から150円を控除して得た」を「消費税相当額を加えた」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する

法律」に改め、同表金額の欄中「100分の105を乗じて得た額から150円を控除して得た」を「消費税相当額を加えた」に改め、同表化製場等に関する法律関係の表第1号中「8,390円」を「8,420円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。